

(仮称) 北海道松前沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	アセス手続き迅速化等を目的とした環境に関する前倒し調査については、実施はしておりません。今後の実施については検討中です。
1-2	-	図書の公表	1次	①貴社ウェブサイトにおける、本配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可とされています。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 ②環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ることを目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行R4.6.30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていますが、本通知に対する事業者の見解についてご教示ください。	①本アセス図書については、事業者が知的財産を有する著作物であるため、複製による著作権の侵害についての問題が生じないよう留意する必要があること及び再エネ海域利用法に基づく公募前の為、事業者間の競争があることなどを踏まえ印刷及びダウンロード、縦覧期間終了後の継続公表は考えておりません。なお、ご指摘の点は重要性は認識しているため、今回、配慮書のあらましを作成し、印刷及びダウンロード可とすることで、利便性の向上に努めました。 ②ご提示いただいた環境省通知は認識しておりますが、①の回答のとおり、アセス図書については、事業者が知的財産を有する著作物であるため、複製による著作権の侵害についての問題が生じないよう留意する必要があること及び再エネ海域利用法に基づく公募前の為、事業者間の競争があることなどを踏まえ印刷及びダウンロード、縦覧期間終了後の継続公表は考えておりません。しかしながら、環境省通知を踏まえ、関係者（住民や自治体等）との相互理解促進は重要であることから、アセス図書の公表にあたっては、あらましを作成しダウンロード・印刷を可能とすることで、利便性の向上に努めております。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	ご指摘の通り関係自治体をはじめ住民の皆様にご理解いただくことは重要であると考えており、これまで地元自治体及び松前さくら漁協様等と面談を行い、事業計画の説明、ニーズの確認を実施しております。また、地元住民の方々の理解促進を目的とした事業説明会を開催する等の取組みも行っており、今後も引き続き、適宜検討状況など情報提供を行うとともに関係自治体や住民、漁業関係者の方々のご意見・ご要望等をお伺いながら、検討を進めて参りたいと考えております。

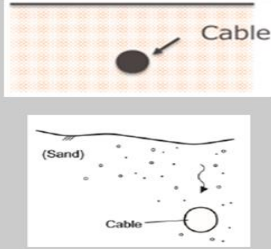

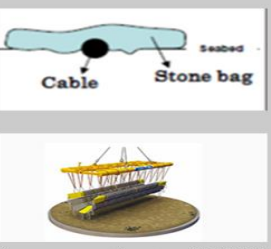

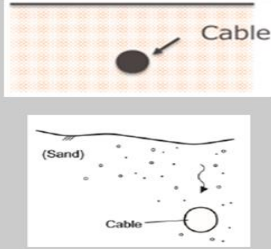

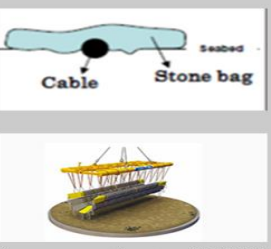

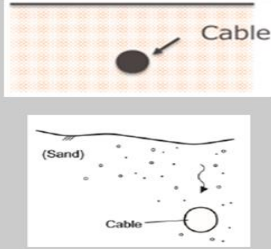

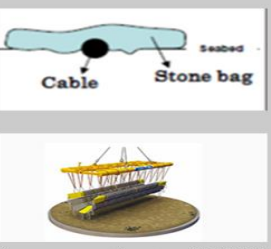

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	2	2.1第一種事業の目的	1次	①松前町では、再エネ100%の電気を松前町全戸・全事業所に供給する「RE100」のまちを推進しているとのことですが、本事業は、当該取組に貢献する事業なのかをご教示ください。 ②「北海道松前沖」を対象として、海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域における発電事業の実施に必要な協議を開始しているとのことですが、本配慮書作成後も含め、これまでに、主にどのような事項が協議されているかをご教示ください。 また、事業実施による環境影響について協議事項に含まれている場合には、具体的にどのような協議がされているかをご教示ください。 ③カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。 また、方法書以降の図書においては、ネイチャーポジティブに係る取組についても記載されることを想定されているかをご教示ください。	①松前町が推進しておられる「RE100」について認識しており、貢献出来るような提案を検討して参りたいと思っております。 ②「北海道松前沖」を対象とした協議を開始しているとは、国が主催する協議会のことであり、弊社独自で協議しているものではありませんが、協議会開催にあたり、関係自治体及び漁協の方々と候補海域や制限エリア等について意見交換を実施しております。今後も引き続きコミュニケーションを図って参りたいと考えております。 ③他海域での事例になりますが、風車基礎部の漁礁効果が確認されていることから、本事業においても、同様の効果を期待しております。また、その他にも、ネイチャーポジティブの取組に貢献出来るような提案を検討して参りたいと考えております。方法書以降の図書においては、可能な限りネイチャーポジティブに係る取組について記載するよう努めます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-2	4	2.2.3第一種事業により設置される発電所の出力	1次	<p>①「有望な区域」として選定された区域から陸側に範囲を拡張として事業実施想定区域に設定されたことですが、環境への配慮の観点から絞り込みを行う必要はないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>②経済産業省が、松前沖を有望な区域に選定した旨を発表した際の資料によると、発電出力規模の算定にあたり、風力発電機の単機出力は10MW又は15MWとされています。 (https://www.meti.go.jp/press/2023/05/20230512001/20230512001-1.pdf) 本配慮書では、単機出力の最大を22.6MWとされていますが、このような単機出力の大きな風力発電機を導入することとした理由をご教示ください。また、このような規模の風力発電機について、国内での導入実績をご教示ください。</p> <p>③単機出力14,000kWで25基、又は単機出力22,600kWで15基設置する場合、国の系統確保スキームにおける出力規模の上限値を上回りますが、なぜ上限値を上回るような出力想定にしたのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>④風力発電所出力が上限値を上回る場合は出力制限を行うとのことですが、出力制限をするより基数を減らす方が環境への影響は低減しないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p> <p>⑤本配慮書における風力発電所出力、風力発電機の単機出力、風力発電機の基数について、関係機関と調整の上、記載されたものであるかをご教示ください。また、調整された場合には、どのような調整をされたのかを、あわせてご教示ください。</p>	<p>①事業実施想定区域の絞り込みについては、方法書以降の手続きにおいて検討するため、配慮書段階では絞り込みを行う必要はないと判断しました。なお、環境への配慮の観点から、「有望な区域」として選定された区域から自然公園を除外した区域を風力発電機の設置予定範囲として設定しました。</p> <p>②配慮書段階では、現時点で想定される最大単機出力をもって、影響の予測・評価を実施しております。今後、系統確保スキームの容量及びその他種々の条件を考慮のうえ、単機出力を決定したいと考えております。なお、この規模の機器について国内での導入実績はございません。</p> <p>③②の回答のとおり、配慮書段階では、現時点で想定される最大単機出力・基数をもって、影響の予測・評価を実施しております。今後、系統確保スキームの容量及びその他種々の条件を考慮のうえ、単機出力・基数を決定したいと考えております。</p> <p>④ ②③の回答のとおり、配慮書段階では、現時点で想定される最大単機出力・基数をもって、影響の予測・評価を実施しております。今後、系統確保スキームの容量及び風車からの騒音等の環境への影響を含むその他種々の条件を考慮のうえ、単機出力・基数を決定したいと考えております。 なお、現在、本事業の事業性の評価を検討している段階であり、発電所出力、出力制限の要否を含め発電所の運用方法については、今後、検討することとなります。</p> <p>⑤配慮書送付前に、関係自治体や松前さくら漁協様に伺った際や、地元住民の方々の理解促進を目的とした事業説明会の場で説明させていただいております。</p>
2-3	10	2.事業実施想定区域の設定の背景及び今後の方針	1次	<p>①今後、ケーブル敷設・陸揚げに係るヤードの設置等、各種変更について検討されるものと考えますが、これらの情報は方法書段階で明らかとなるのか、また、方法書段階で対象事業実施区域に陸域も含まれることが想定されるのかをご教示ください。</p> <p>②ケーブルの設置に係る陸域の変更区域の規模、構造、箇所数及び工法について、現時点で想定しているものがありましたら、ご教示ください。</p> <p>③方法書段階で、対象事業実施区域を事業実施想定区域よりも沖側に拡張する可能性に対する事業者の見解をご教示ください。 なお、本年7月31日開催された第3回北海道松前沖における協議会において、区域の拡大案が示されたことを踏まえて、ご回答願います。 (https://www.ml.it.go.jp/kowan/kowan_tk6_000104.html)</p>	<p>①本案件のケーブル敷設・陸揚げに係るヤードの設置等は、国の系統確保スキームを踏まえ決定するものと認識しております。現時点では系統連系先が開示されていないため、陸揚げ場の位置が特定出来ない状況です。従いまして、開示される区域指定の時期により、方法書段階で明確になれば、反映したいと考えております。 また、陸域を対象事業実施区域に含めるかについては、今後策定される事業計画を踏まえて検討します。</p> <p>②①の回答のとおり、現時点では陸揚げ場の位置が特定出来ない状況ですので未定です。</p> <p>③方法書の対象事業実施区域については、本年7月31日開催された第3回北海道松前沖における協議会において示された区域の拡大案を基に設定する予定です。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-4	10、 19 ～ 21	(2)地元との調整状況 図2.2-6（漁業権の設定状況）	1次	<p>①6月に計6回の事業説明会を開催したとのことですが、全て再エネ特措法に基づく説明会でしょうか。事業者が独自に開催した分があれば、その内訳を参考にご教示ください。</p> <p>②事業実施想定区域が漁業権設定範囲と重複していることについて、漁業関係者とどのような調整を実施しているのか、現段階の状況をご教示ください。なお、漁業権の設定区分により協議状況が異なる場合には、それぞれの状況が分かる回答としてください。</p> <p>③地元自治体、地元の漁業協同組合、地元住民等から、漁業権設定区域との重複に関する事項以外に、どのような質問・意見があったのか、また、その質問・意見に対する事業者の見解をご教示ください。あわせて、質問・意見の中でも多かった質問・意見はどのようなものかをご教示ください。</p>	<p>①本海域については再エネ海域利用法に基づく有望な区域に指定されており、再エネ特措法に基づく説明会は適用外であると認識しています。そのため、全て事業者独自で開催した説明会となります。内訳としましては、6月20、22日に松前町民総合センター（松前町）、6月21、22日にパートナーシップランド（松前町）、6月28、29日にジョイ・じょぐら（上ノ国町）にて開催しております。</p> <p>②松前さくら漁協様と面談を行い、事業計画の説明、ニーズの確認を実施しております。今後も引き続き、再エネ海域利用法に基づく法定協議会での協議事項を踏まえ、漁業関係者の方々のご意見・ご要望等をお伺いしながら、検討を進めて参りたいと考えております。</p> <p>③風車設置位置に関して、水深40m以浅、漁漁1km範囲を除外した場合にも事業性はあるのかとの質問がございました。検討中ではございますが、本海域の海底は岩盤地質が多く、水深40m以深は急激に深くなる箇所もあり、事業想定範囲が更に制限されると、一般的に事業性は厳しくなると想定されます。</p>
2-5	10、 22 ～ 24	(3)法令等による規制等の確認 図2.2-7（自然公園）	1次	<p>①松前矢越道立自然公園が事業実施想定区域内にあり、「海底ケーブルの敷設及び陸揚げ箇所については自然公園の分布状況及び関係機関との協議を踏まえ、今後検討する。」としていますが、協議結果によっては自然公園内にケーブルを敷設する可能性も否定できないということでしょうか。この段階で自然公園区域を事業実施想定区域から除外しなかった理由をご教示ください。</p> <p>②風力発電機設置検討範囲に自然公園が含まれないよう配慮したとのことですが、普通地域、第3種特別地域のそれぞれに対する離隔距離をお示しいただき、当該離隔距離をもって、配慮が十分であると判断された理由をご教示ください。</p>	<p>①自然公園については、今後具体的な工事計画を検討いたしますが、海底ケーブルを自然公園内に敷設する可能性があるため、現時点では事業実施想定区域に含めております。自然公園区域における海底ケーブルの敷設については、関係機関との協議によっては実施することも可能と判断し、現時点では事業実施想定区域から除外しておりません。なお、本年7月31日開催の北海道松前沖における協議会（第3回）資料7 北海道松前沖における協議会意見とりまとめ（案）において、松前矢越道立自然公園については、洋上風力発電設備等（海底ケーブル及びその付属設備を除く。ブレード回転エリアを含む）を設置しない海域と整理されております。</p> <p>②普通地域については離隔を設けておらず、第3種特別地域と風力発電機の設置予定範囲は最も近い地点で482mの離隔となります。事業計画の初期段階においては、事業の可能性を検討するため、配慮書段階では風力発電機の設置予定範囲を広めに設定しております。現地調査を実施していない現段階においては、指定された自然公園の区域を風力発電機の設置予定範囲から除外することにより、配慮しているものと判断しております。今後、方法書以降の手続きにおいて、現地調査の結果も踏まえ、風力発電機の配置を検討して参ります。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-6	11	(4) 環境保全上留意が必要な場所の確認及び今後の方針	1次	<p>① 図2.2-8によると、風力発電機の設置予定範囲と最近接の住宅等の離隔が0.3kmであり、その他の住宅等や配慮が特に必要な施設との離隔でも1km以内の地点が多くありますが、どのような検討を経てこの離隔となったのかご教示ください。</p> <p>② 藻場の分布域について、風力発電機の設置予定範囲から除外しなかった理由をご教示ください。</p> <p>③ 風力発電機の設置予定範囲と最近接となる海岸までの離隔距離をご教示ください。 また、住宅等が存在しない場所でも、事業活動や日常生活において海岸が利用される場合もあると考えられますが、今後、風力発電機の設置位置検討にあたり、海岸との離隔距離についてどのように検討することを想定されているのか、事業者の見解をご教示ください。 なお、風力発電機が倒壊した場合等の事故時も想定した上で、海岸との離隔距離をどのように決定するのかを含めた回答としてください。</p> <p>④ 住居・配慮が特に必要な施設等だけではなく、事業実施想定区域内の漁業者にとつての日常生活の場（漁業権・漁場）についても騒音及び風車の影による影響が懸念されますが、今後、どのような対応を想定されているかをご教示ください。 なお、調査、予測及び評価の必要性に対する見解を含めた回答としてください。</p>	<p>① 配慮書では、有望な区域を基に自然公園を除外した範囲を風力発電機の設置予定範囲とし、広めに設定いたしました。今後は促進区域指定範囲を基本に、事業の詳細設計の際には、風力発電機を可能な限り住宅等や配慮が特に必要な施設から離隔を確保するよう努めます。</p> <p>② 事業計画の初期段階においては、事業の可能性を検討するため、配慮書段階では風力発電機の設置予定範囲を広めに設定しております。 今後、方法書以降の手続きにおいて、現地調査の結果も踏まえ、藻場の改変を極力回避するよう検討いたします。</p> <p>③ 風力発電機の設置予定範囲と最近接となる海岸までの離隔距離は約60mとなります。なお、本年7月31日開催の北海道松前沖における協議会（第3回）資料7 北海道松前沖における協議会意見とりまとめ（案）において、洋上風力発電設備の設置位置に関して以下の条件が整理されており、当該条件を適用した場合は660mの離隔距離となります。 ・松前町の住宅等から1km以内の海域には、洋上風力発電設備は設置しないこと。 ・水深40m以浅には設置しないこと。 本整理内容を助案するとともに、協議会の条件以外についても、今後の環境影響評価手続きの中で整理を行い、風力発電機の設置位置を検討して参ります。 なお、本図書における住宅等とは、住宅地図で番地の記載がある建物を示しております。そのため、沿岸の道路や防波堤などの港湾施設等からの離隔が1km未満であっても風力発電設備を設置する可能性があります。また、本事業で採用する風力発電機は、国の審査において、当地で想定される強風や地震による倒壊の危険性が無いと確認されたものになるため、風車が倒壊することは想定していません。万が一風力発電機の破損や倒壊があったとしても、風力発電機の設置予定範囲から住宅等まで1kmの離隔を確保するため、住宅等に被害が及ぶことはないと考えております。</p> <p>④ 環境影響評価においては、周辺地域の住民が居住されている生活の場を対象としているため、漁業活動を実施されている漁業者に対する影響については調査、予測及び評価を実施する予定はありません。漁業者が漁業活動を実施されている際の漁業者への本事業の影響については、事業開始後に漁業者から苦情等が発生した場合には、関係機関との協議も踏まえ誠実に対応致します。また、事業開始前において、漁業者から騒音や風車の影による影響を懸念する意見等があった場合は、丁寧にご説明しご理解を賜りたいと考えています。</p>
2-7	12	図2.2-2事業実施想定区域の設定フロー	1次	<p>① 本フロー図からは、「規制配慮」に係る情報については、風力発電機の設置予定範囲の検討にあたって活用されたものであり、事業実施想定区域の検討には活用されていないと解されますが、そのような理解でよろしいでしょうか。</p> <p>② 本フロー図からは、「環境配慮」に係る情報については、情報の確認のみであり、事業実施想定区域や風力発電機の設置予定範囲の検討にあたっては活用されていないと解されますが、そのような理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>① 「規制配慮」に係る情報を事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲の検討に活用いたしました。「規制配慮」に係る情報のうち、自然公園及び有望な区域から除かれている漁港区域については、風力発電機の設置予定範囲から除外いたしました。事業実施想定区域は、事業の可能性を検討するため、海底ケーブルを設置する可能性がある範囲を含めて広めに設定しております。</p> <p>② 「環境配慮」に係る情報を事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲の検討に活用いたしました。「環境配慮」に係る情報のうち、環境保全上留意が必要な施設及び住宅等について、風力発電機の設置予定範囲の周囲に存在することを確認しましたが、風力発電機の設置位置をこれらの住宅等から可能な限り隔離を確保することとしております。 また、藻場及び生物多様性の観点から重要度の高い海域については、有望な区域との重複を確認しましたが、事業計画の初期段階のため、今後の現地調査を含む環境影響評価手続き及び事業計画の検討において、影響を極力回避または可能な限り低減することを前提として、事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲を広めに設定しております。 以上より、現段階では事業実施想定区域及び風力発電機の設置予定範囲は変更しなくてもよいと判断しました。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答									
2-8	40	図2. 2-10(1) 風力発電機の概略	1次	ローター直径や最大高さ等は幅のある数値で示されている一方で、平均水面からブレード下端までの高さは35mで固定しておりますが、バードストライク防止の観点等から、環境影響の回避・低減に向けて、今後、変更する予定はないのでしょうか。変更の予定がない場合については、その理由も併せてご教示ください。	現時点では、平均水面からブレード下端までの高さ35mを想定しておりますが、今後の環境影響評価手続きの中で、鳥類に関する調査・予測・評価を適切に実施し、有識者等のご意見も踏まえ、鳥類への重大な影響が想定される場合には、変更していきたいと考えております。									
2-9	41	図2. 2-10(2) 風力発電機の基礎構造概略図	1次	風力発電機の基礎構造は、海底地質、海象等の状況を把握した上で、現時点では着床式のうち、モノパイル式、ジャケット式または重力式で検討しているとのことですが、 ①本事業で設置する風力発電機の基礎構造は統一される予定でしょうか。 ②設置しようとする場所の水深によっても、選択し得る基礎構造は変わるのでしょうか。 ③環境影響の回避低減に向けて、これら3つの基礎構造におけるメリット・デメリットに関する知見がありましたら、ご教示ください。	①現時点では、統一するように考えております。 ②水深によって選択し得る基礎構造は変わります。一般的に、モノパイル式および重力式基礎は水深30～40m以深での適用は難しく、ジャケット式基礎は水深50～60m程度まで適用可能です。 ③モノパイル式基礎は構造が単純で海底占有面積も少なく工期も短いというメリットがあります。デメリットとしては岩盤の場合掘削が必要で大量の掘削土砂が発生します。重力式は傾斜のある海底地盤には適さず、またモノパイルと比べて大口径となり専有面積が大きくなります。重力式基礎の設置前に捨て石によるマウント構築も必要となります。ジャケット式基礎については杭径が小さいというメリットはありますが、モノパイルと比較して杭の本数が多いため工期は長くなり、専有面積は30m四方とモノパイルよりは大きくなります。									
2-10	42	3. 送電線	1次	①海底ケーブルの配置やその陸揚げ地点について、方法書段階で各ルートや位置を示した上で、対象事業実施区域が設定されると考えてよろしいでしょうか。 ②海域におけるケーブルの設置範囲について、事業実施想定区域内のみを想定されているか、現時点での事業者の見解をご教示ください。 ③風力発電機間の海底ケーブル設置について、敷設や埋設等はどうような工法で行うことを想定しているのか、現時点で把握されている事例等でも差し支えありませんので、参考図等でお示し願います。また、この工法等は方法書段階で明らかにされると考えてよろしいでしょうか。	①本案件のケーブル敷設・陸揚げに係るヤードの設置等は、国の系統確保スキームを踏まえ決定するものと認識しています。現時点では系統連系先が開示されていないため、陸揚げ場の位置が特定出来ない状況です。従いまして、開示される促進区域指定の時期により、方法書段階で明確になれば、反映したいと考えております。なお、方法書段階においては、事業計画の検討中であることから風力発電機間のケーブル範囲を含めた風力発電機の設置検討範囲を示すことを想定しています。 ②海域におけるケーブルの設置範囲について、事業実施想定区域内のみを想定しております。 ③現在検討中です。一般的には、掘削し埋設しております。岩盤等で埋設が困難な海底部分については、防護管やフィルターユニット（ネットに石を入れたもの）で、ケーブルを保護する方法を採用する場合があります。工法については、方法書段階でお示しするよう努めます。									
				○ 直接埋設が一般的であるが、海底の土質条件や既設埋設物などにより埋設できない場合はⅡ～Ⅳに示すような方法でケーブルを防護する。										
				<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>I 直接埋設</th> <th>II フィルターユニット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埋設イメージ</td> <td></td> <td> 出典: キョウワ株式会社様</td> </tr> <tr> <td>埋設イメージ</td> <td> 出典: アイルエンジニアリング(株)様</td> <td> 出典: キョウワ株式会社様</td> </tr> </tbody> </table>		I 直接埋設	II フィルターユニット	埋設イメージ		 出典: キョウワ株式会社様	埋設イメージ	 出典: アイルエンジニアリング(株)様	 出典: キョウワ株式会社様	
	I 直接埋設	II フィルターユニット												
埋設イメージ		 出典: キョウワ株式会社様												
埋設イメージ	 出典: アイルエンジニアリング(株)様	 出典: キョウワ株式会社様												

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-11	43	(2) 工事期間の概要	1次	① 工事工程の詳細は、現在検討中とのことですが、工期は何年程度と想定されているかをご教示ください。 ② 冬季に施工することも検討されているのか、そのように考える理由と併せて、事業者の見解をご教示ください。	① 一般的には3年程度を目標として考えておりますが、風車基礎の種類や構造・サイズ、基地港の利用制約、系統連系箇所により工期が変わってくると考えております。 ② 洋上の施工計画については、北海道松前沖における協議会とりまとめの内容に則り、検討して参りたいと考えております。 ただ、これまでの公募では、早期運開がポイントになっており、その評価基準が継続されるのであれば、冬季の実施内容を検討することも必要になるかと考えております。
2-12	43	(3) 輸送計画	1次	① 本事業実施にあたって、工事関係車両の走行は想定されていないのでしょうか。海上以外の輸送等に関する計画について、事業者の見解をご教示ください。また、工事関係車両の主要な走行ルートは、方法書段階で明らかにされるのかをご教示ください。 ② 海上輸送の詳細なルートは検討中とのことですが、方法書では示されるのか、今後の方針をご教示ください。	① 輸送方法は現在検討中です。主要部分の機材については、海上輸送が主になると考えておりますが、付属設備や陸上電気設備、土木設備については、陸上輸送も必要となる場合があります。検討出来た内容については、方法書に反映したいと考えております。 ② 風車メーカーが決定し、詳細検討・調整が出来た内容については、方法書に反映したいと考えております。
2-13	44	1 事業実施想定区域の周囲における他事業	1次	事業実施想定区域周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。また、今後他事業との環境影響の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かご教示願います。	これまで、事業実施想定区域周囲で稼働中、計画中の他事業の事業者と協議は行っておりません。今後の環境影響評価、事業検討において他事業との累積的な影響が想定される場合、情報を可能な限り入手して参りたいと考えております。既設の風力発電施設からの影響については今後の現地調査で影響の程度を把握いたします。また、環境影響評価手続き中の事業からの影響については事業計画の情報収集に努め、影響の程度を確認いたします。

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	84	図3.1-19 コウモリ分布	1次	事業実施想定区域の周辺でコヤマコウモリ等の分布が確認されています。そのほか、事業地北部の上ノ国町の陸上風力発電施設周辺において、コヤマコウモリのバットストライクが発生していますが、こちらを受け、今後どのような調査を行い、影響を回避・低減していく予定なのか、事業者の見解をご教示ください。	現段階では海上にパイを設置して集音調査等により事業実施想定区域内における出現状況の確認を想定しておりますが、詳細については専門家ヒアリングを踏まえ方法書にてお示しいたします。
3-2	88 90	図3.1-21、22 EADASセンシティビティマップ [※] (注意喚起メッシュ：陸域、海域)	1次	事業実施想定区域の一部がチュウヒ、オジロワシ、クマカカ存在により、EADASセンシティビティマップのA3と重複しているほか、クロガモ、オオミズナギドリなどの海鳥の存在により注意喚起レベル1と重複していますが、これを受け、今後どのような調査を行い、影響を回避・低減していく予定なのか、事業者の見解をご教示ください。	現段階では猛禽類については陸域からの定点調査、海鳥については船舶トランセクト調査の調査手法を想定していますが、事業実施想定区域の状況にとって適切な調査手法については専門家ヒアリングを踏まえ方法書にてお示しいたします。
3-3	131	図3.1-36 重要な植物群落の分布位置	1次	海岸沿いに特定植物群落が存在しています。特定植物群落については、変更を避けることが望ましいと考えますが、海底ケーブルの陸揚げ地点などの検討の際にどのように考慮することを想定されているか、事業者の見解をご教示ください。	本案件のケーブル敷設・陸揚げに係るヤードの設置等は、国の系統確保スキームを踏まえ決定するものと認識しております。現時点では系統連系先が開示されていないため、陸揚げ場の位置が特定出来ない状況です。今後、開示された陸揚げ位置を踏まえ、特定植物群落への影響を回避・低減できるよう検討いたします。
3-4	161	図3.1-38 動物の注目すべき生息地(海域)	1次	事業実施想定区域が生物多様性の観点から重要度の高い海域(沿岸域)の全域と重複していますが、どのような影響が考えられ、今後どのように調査、予測及び評価を実施していくのか、事業者の見解をご教示ください。	生物多様性の観点から重要度の高い海域に該当する沿岸域の「松前半島南部」について、藻場群落(コンブ、ワカメ)やケイマフリやホッケの生息・生育状況が特徴とされていますので、各種の生息環境及び生育環境の喪失や劣化が懸念されます。具体的には、藻場群落(コンブ、ワカメ)の生育状況の調査、ケイマフリを含む海鳥に対しては船舶トランセクト調査、ホッケを含む魚類の生息状況の調査を想定しておりますが、事業実施想定区域の状況に合わせた適切な調査手法については専門家ヒアリングを踏まえ方法書にてお示しいたします。
3-5	192 193	図3.1-42 重要な自然環境のまとめりの場	1次	事業実施想定区域の全域がマリーンIBA及びKBAと重複していますが、どのような種への影響が考えられ、今後どのように調査、予測及び評価を実施していくのか、事業者の見解をご教示ください。	マリーンIBAとKBAの選定鳥としては、ウミネコ、ウトウ、クロコシジロウミツバメ、オオミズナギドリが挙げられています。調査手法は、船舶トランセクト調査を想定しておりますが、事業実施想定区域の状況に合わせた適切な調査手法については専門家ヒアリングを踏まえ方法書にてお示しいたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-6	195 201	表3.1-65(1)眺望点の概要 表3.1-67人と自然との触れ合いの活動の場	1次	眺望点として小浜海岸駐車場、人と自然とのふれあい活動の場として小浜海岸を選定していますが、典拠で示されている文献やグーグルマップ等では具体的な場所が明記されていないと思われます。どのように地点を確認されたのか、ご教示ください。	景観の主要な眺望点としての「小浜海岸駐車場」は松前町からのご意見を参考に選定しており、場所については、松前町HPの「観光情報」より、「松前町観光リーフレット」の「松前案内図 松前MAP1」に示されている駐車場の位置を参考にしております。 また、人と自然との触れ合いの活動の場で選定している「小浜海岸」につきましては、「環境アセスメントデータベースEADAS（イータス）（環境省HP）」及び、松前町HPの「観光情報」より、「松前町観光リーフレット」の「松前案内図 松前MAP1」を参考にしております。 具体的な位置については、方法書作成後に実施の現地調査時に確認いたします。
3-7	201	2.人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	公的なHPや観光パンフレット等に掲載されている情報を元に抽出したとされていますが、選定にあたり、関係市町村や関係団体にヒアリングは実施しているでしょうか。している場合はその概要を、していない場合はヒアリングをせずに人と自然とのふれあい活動の場が網羅できていると考えた理由についてお示しください。	人と自然との触れ合いの活動の場につきましては、現段階で、関係市町村等へのヒアリングは実施しておりませんが、「発電所に係る環境影響評価の手引(経済産業省、令和6年)」に記載のとおり、入手可能な最新の文献その他資料を、「環境アセスメントデータベースEADAS（環境省）」も含めて確認の上、事業実施想定区域周辺の「人と自然との触れ合いの活動の場」について整理を行っており、配慮書段階の選定として、十分な情報を把握できていると判断しております。 方法書においては、本配慮書に対する関係機関や地元の皆様からのご意見を踏まえて人と自然との触れ合いの活動の場を検討の上、関係自治体へのヒアリングを実施し、選定地点を検討いたします。
3-8	261	②さけ・ます採捕禁止区域	1次	事業実施想定区域周辺でさけます増殖事業を実施されている機関を確認し、協議する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 なお、既に協議を実施されている場合には、その実施状況をあわせてご教示ください。	協議が必要と認識しており、既に、公益社団法人北海道さけ・ます増殖事業協会様、一般社団法人渡島管内さけ・ます増殖事業協会様と協議を行っており、地元の松前さくら漁協様の意見を確認し、工事、事業計画に反映するよう伺っております。 計画策定にあたっては、松前さくら漁協様からご意見を伺い、必要な対応を行いたいと考えております。
3-9	261	(2)史跡・名勝・天然記念物	1次	事業実施想定区域及びその周囲における埋蔵文化財包蔵地の位置をご教示ください。	事業実施想定区域の周囲における埋蔵文化財包蔵地の位置を別添資料3-9にお示しいたします。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	268	表4.1-1計画段階配慮事項の選定【超低周波音】	1次	本配慮書では「超低周波音」を配慮事項として選定されておりましたが、住民等から超低周波音による不安や懸念が示された場合、現時点で事業者としてどのような対応を見込まれているのかご教示願います。	住民等から超低周波音による不安や懸念が示された場合は、方法書以降で「超低周波音」を評価項目に追加し調査、予測及び評価することを検討いたします。
4-2	268	表4.1-1計画段階配慮事項の選定【水の濁り】	1次	工事の実施による影響は方法書以降の手続きで取り扱うとしていますが、「水の濁り」については、事業実施想定区域周辺では藻場等の分布が確認されており、水の濁りの影響が懸念されるため、現時点では、どのような環境保全措置をお考えかご教示願います。 その際、工事の際に巻き上げられた砂や泥のうち、粒子が小さく沈降速度の遅いものは、潮流によっては数km先まで運ばれ、藻場の環境に影響を与えるおそれに対して、調査・予測・評価を行う必要性について言及願います。	「水の濁り」の影響に対する環境保全措置については、機器および工法を検討中であり、具体的な環境保全措置は提示できませんが、工事の際に有効な水質汚濁防止計画を検討して参ります。 また、工事中の「水の濁り」の影響については、方法書以降で評価項目として選定し調査、予測及び評価する予定としております。
4-3	269	表4.1-2計画段階配慮事項として選定しない理由【流向・流速】	1次	変化が風力発電機の近傍に限られることから影響は小さいものと考えられるとされていますが、風力発電機の設置位置によっては、影響の範囲が近傍に限られた場合でも重大な影響が生じるおそれはないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。 また、他の質問でも潮流の変化による生態系への影響について指摘しているように、本事業でも「環境保全が必要と考えられる対象」の存在が予想されることから、方法書では環境影響評価項目として選定し、適切な方法で調査、予測及び評価を行う必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	「着床式洋上風力発電の環境影響評価手法に関する基礎資料（最終版）」（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、2018年）によると、流向・流速の変化は風力発電機の近傍（構造物直径の約2.5倍）に限られることが示されております。本事業において各風力発電機の間隔は数百mの離隔を確保する予定であり、風力発電設備が流向・流速に及ぼす影響は限定的であると考え、重大な影響のおそれはないと判断し、配慮事項に選定しておりませんが、潮流の変化による影響による懸念が考えられる場合には方法書以降で「流向・流速」を項目として選定することを検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-4	268	表4. 1-2計画段階配慮事項として選定しない理由【水中音】	1次	平成29年の環境省報告書を基に、一般的な信頼性が確保される程度の知見が確立されていないため、計画段階配慮事項として選定しないとされていますが、令和5年12月に環境省が公表した「洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド」において、環境影響評価の手法等が整理されたことや、水生生物への影響が想定されるとされたことを踏まえ、計画段階配慮事項として選定する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。 また、方法書では環境影響評価項目として選定し、適切な方法で調査、予測及び評価を行う必要がないか、事業者の見解をご教示ください。	現段階では風力発電機の機種や工事期間等の詳細な事業計画が決まっておらず予測及び評価が難しいため、「水中音」を配慮事項として選定しておりませんが、「洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド」を踏まえ、方法書以降で「水中音」を評価項目に選定することを検討いたします。
4-5	270	表4. 1-2計画段階配慮事項として選定しない理由【生態系】	1次	①計画段階配慮手続に係る技術ガイド(環境省)において、水域の生態系は「場の消失の影響だけでなく構造物等の出現に伴う水の流れの変化等の間接的影響によっても重大な影響が生じる可能性があることから、定性的に予測することが望ましい」とされ、その方法の解説がされています。そのため、生態系の項目を選定し、本ガイド等に基づき、可能な範囲で予測評価を行うべきではないか、事業者の見解をお示し下さい。 ②海水は空気よりも粘性や密度が高いため施設の存在によって乱流が発生して海底の堆積物がまきあがることで知られており、とりわけ浅海域や海底地形の複雑な海域ではその影響は大きいと考えられます。したがって海底で生息したり産卵する生物種には構造物による影響が考えられ、海域や生物種によってはその影響は顕著になる場合があると考えられます。生態系への予測評価については専門家ヒアリングにより動物の生息に重要な海域を把握するなどして手法を検討し、予測評価を実施していただきたいと考えますが、貴社の対応方針を伺います。 ③①で記載した影響のほか、工事や施設の稼働に伴う水中音による鳥類の採餌環境や渡りへの影響なども想定され、野生生物に広範囲に渡る直接間接の影響が生じるおそれがあります。このため、予測評価の実施に当たっては、洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド(令和5年12月 環境省)や先行する国内外の事例等も参考に慎重に行う必要があると考えますが、この点について事業者の見解をお示し下さい。	①「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省、令和6年)によれば、海域の生態系については種の多様性や種々の環境要素が複雑に関与し、未解明な部分も多いとされていることから環境要素として選定しておりません。方法書作成時には、可能な範囲で予測評価の実施を検討いたします。 ②海底で生息したり産卵したりする生物種については、専門家ヒアリングにより生息に重要な海域を把握しつつ、調査及び予測評価の手法を検討いたします。 ③鳥類の採餌環境や渡りへの影響について、「洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド」や先行する国内外の事例などを参考にしながら、水中音の影響も含めた直接間接の影響を慎重に予測・評価してまいります。
4-6	285 291	(2)評価結果【騒音】 【風車の影】	1次	①今後留意する事項として、施設等からの距離に留意して、風力発電機の配置及び機種を検討するとありますが、現段階で具体的にはどの程度距離することを考えているかご教示願います。また、「機種を検討」とは、大きさ等の風車諸元も検討対象になると考えてよろしいでしょうか。 ②本事業は着床式を検討していることから、配置検討の際は水深に強く制限されることが想定されます。このため、陸からの離隔が十分に取れない場合も想定されますが、配置検討によって十分な影響の回避低減が可能なのか、事業者の見解を伺います。 ③風力発電機の設置予定範囲から住宅等までの最短距離は約0.3kmしかなく、風力発電機の配置及び機種の検討のみでは、依然として重大な影響が生じることが懸念されます。このため、必要に応じて検討するとされている環境保全措置とは、現段階で、具体的にどのような措置が想定されるのかをご教示ください。	①現段階においては、風力発電機の機種や配置が確定できないため具体的な離隔距離については検討中であり、施設等への影響を評価する段階で、機種及び離隔距離、大きさ等の風車諸元等も含め総合的な判断を行い配置を検討いたします。 ②水深は風力発電機の配置検討において、風況及び海底地盤状況と同様に重要な要素の一つであると考えます。風車配置および環境影響については今後の環境影響評価の中で明らかにして参りたく存じます。 ③現段階では、騒音に対する環境保全措置としては、風力発電機の設置位置を可能な限り住宅等から離隔を確保することや、低騒音型の風力発電機を採用すること、定期的にメンテナンスを行うことにより、異常音等の発生防止に努めます。風車の影に対する環境保全措置としては、風車の影の影響範囲及び時間を数値シミュレーションにより把握し、風力発電機の設置位置を可能な限り住宅等から離隔を確保することを検討しております。なお、本年7月31日開催の北海道松前沖における協議会(第3回)資料7 北海道松前沖における協議会意見とりまとめ(案)において、洋上風力発電設備の設置位置に関して以下の条件が整理されており、本整理内容を勘案し今後、設置位置を検討して参ります。 ・松前町の住宅等から1km以内の海域には、洋上風力発電設備は設置しないこと。 ・水深40m以浅には設置しないこと。
4-7	315	表4. 3-20(2)専門家等へのヒアリング結果概要【海鳥】	1次	オオミズナギドリやアホウドリなど、希少性の高い種が事業実施想定区域周辺を利用している可能性が指摘されています。その他、津軽海峡から日本海側を北上する海鳥の渡りルートに該当していることが指摘されていますが、それぞれの種について、現地調査計画の立案にどのように反映する予定としているのか、現段階の想定で構いませんのでご教示ください。	オオミズナギドリやアホウドリなど、希少性の高い種を網羅的に調査可能な手法を検討いたします。現段階では、具体的には船舶トランセクト調査などを検討しておりますが、詳細については専門家ヒアリングを踏まえ方法書にてお示しいたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-8	316	表4.3-20(3) 専門家等へのヒアリング結果概要【水中騒音】	1次	海棲哺乳類について、季節的な回遊や分布のほか、時間ゾーニングの重要性についての意見がありますが、これらを正確に把握するために、どのような期間・頻度の調査計画とする予定なのか、現段階の想定で構いませんのでご教示ください。	「洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド」に準拠して、受動的な水中音響調査を4季/年（春・夏・秋・冬）、各季につき16昼夜以上の連続観測することを想定しておりますが、詳細については専門家ヒアリングを踏まえ方法書にてお示しいたします。
4-9	317	表4.3-20(4) 専門家等へのヒアリング結果概要【水中騒音】	1次	①定置網あるいは底刺し網で漁獲されるような重要種はどのような種であるのか、把握している範囲で構いませんのでご教示ください。 ②松前沖の北側にスケトウダラの産卵エリアが特定されているとの意見がありますが、こちらの区域は事業実施想定区域内に含まれているのでしょうか。もし含まれている場合は、なぜこの段階で回避しなかったのかをご教示ください。	①専門家ヒアリングで定置網や底刺し網について指摘されていたのは漁業の観点からですので、生態系や希少性の観点からの重要種は現段階では特に把握しておりません。 ネズミイルカについて混獲が危惧されていましたが、別の海生哺乳類の専門家より、そうした事例を聞いた覚えがないとの話をうかがっています。 ②スケトウダラの産卵箇所について、最新の状況は把握できておりません。魚類の専門家へのヒアリングでは、スケトウダラの産卵場所について明確な情報は得られませんでした。引き続き情報収集に努めます。
4-10	324	表4.3-21 動物の重要な種への影響の予測結果（陸域）	1次	オジロワシ・オオワシの主な生息環境に樹林が含まれていませんが、樹などのために樹林を利用する可能性はないでしょうか。	オジロワシやオオワシが樹林を利用する可能性はございますが、詳細に生息環境を列挙していくとほぼ全域を記載することになり、種ごとの利用環境の差を反映できなくなるおそれがあるため、主な生息環境として利用頻度の高い環境を記載いたしました。 なお、樹林以外の生息環境の方が予測結果の観点から影響が大きいため、安全側の表記としております。
4-11	327	(2) 評価結果 ①陸域に生息する動物	1次	①鳥類の渡りルートに留意して調査を実施することですが、事業実施想定区域周辺に存在する白神岬は、北海道と本州を渡る多くの鳥類の渡りのルート及び休息地となっています。事業実施想定区域からは距離がありますが、本地点の重要性について何うととも、方法書段階で本地点を調査地点とする予定はあるのか、事業者の見解をご教示ください。 ②バードストライク・バットストライク対策として想定される環境保全措置とは、現段階で、具体的にどのような措置が想定されるのかをご教示ください。	①調査地点の選定につきましては、方法書作成時に専門家ヒアリングを踏まえて検討いたしますので、その際に白神岬についても調査地点の候補といたします。 ②現時点での想定では、飛翔状況が多い箇所の風力発電機の設置を避ける、衝突リスクの高い時間帯にフェザリングを行うなどの対処法が考えられます。
4-12	328	(2) 評価結果 ②海域に生息する動物	1次	「特に常在性の高い海棲哺乳類や魚類等」について、現段階でどのような種が考えられるのか、ご教示ください。	重要種ではありませんが、海棲哺乳類としてはキタオットセイ、魚類としてはホッケのような種を想定しております。
4-13	350	(2) 評価結果 ②藻場	1次	①「海生植物の生育状況及び藻場の現況を現地調査等により把握し、風力発電機の基礎構造及び配置に基づいた予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討する。」とのことですが、319ページの専門家ヒアリングにて、「藻場のない場所を利用するのが好ましい」とあるほか、348ページの専門家ヒアリングでは、「ケーブルを敷設する際に砂が巻き上げられ、植物の種が砂や岩に付着して、本来付着するはずだった岩場に着床できない等、藻場に影響が生じることが考えられる。」とあります。以上より、まずは藻場の改変を極力回避することが重要であると考えますが、重複している藻場について、方法書段階で可能な限り回避した上で調査、予測及び評価を行う必要があると考えますが、事業者の見解をご教示ください。 ②敷設箇所及び陸揚げ地点を決定する際、藻場に対してどのような影響が想定され、どのような配慮が必要となるのか、事業者の見解をご教示願います。なお、海岸保全区域(p29)ではなく、また、藻場が存在しない海岸は、事業実施想定区域の一部に限られることを踏まえて、回答願います。	①ご指摘のとおり、藻場の改変を極力回避することが重要と考えております。方法書段階で、藻場の生育状況を正確に把握できるような調査手法について専門家ヒアリングを踏まえて検討し、予測・評価を進めてまいります。 ②直接的に生育場所を改変するおそれや、工事に伴って砂が巻き上げられて胞子の付着を妨げるおそれなどが想定されるため、なるべく藻場から離れた場所でケーブル敷設や陸揚げ地点を検討いたします。
4-14	362	(1) 予測手法 b. 主要な眺望点からの風力発電機の見えの大きさ	1次	垂直視野角をもとに風力発電機の見えの大きさを予測していますが、本事業は海岸線に沿って南北に長く事業実施想定区域をとっていることや、場所によっては高台に位置するため、事業実施想定区域付近を見下ろすような位置関係となることから、水平視野角や、俯瞰景への影響についても予測するなど、通常の陸上風力で用いられている評価手法だけでなく、影響の程度を評価するための工夫がさらに必要と考えますが、現時点で検討されている事項があれば、ご教示ください。	ご指摘のとおり事業実施想定区域を見下ろすような位置関係となる主要な眺望点もあることから、予測においては現地調査を実施のうえ、各眺望点と風力発電機の標高差を考慮したフォトモンタージュを作成し、予測及び評価を実施いたします。 水平視野角の予測については、準備書以降でお示しいたします。一方で、水平視野角や俯瞰景への景観影響の評価につきましては、風力発電機を想定した評価指標の知見は確認できておりませんが、今後も最新の知見の収集に努め、適切に評価してまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-15	365	(2)評価結果 ①主要な眺望点及び景観資源の直接改変の有無	1次	海岸沿いに広く景観資源が存在しており（p359、360）、景観資源を直接改変せずにケーブルを陸揚げすることは困難ではないでしょうか。このため、景観資源の直接的な改変が生じるとして評価する必要はないか、また、「直接的な改変は生じないことから、重大な影響はない」との評価は過小評価とはならないか、事業者の見解をご教示ください。	ケーブルの陸揚げ場については、景観資源が存在する場所を通る可能性があります。当該景観資源については既に道路や生活施設等、改変箇所が多く存在しており、そうした改変箇所を利用する等により景観資源への影響を極力回避、または低減するよう努めてまいります。 ケーブルの陸揚げ箇所の設置規模については、風力発電機の設置に比べて大規模とはならず、また上記のとおり設置箇所の工夫により影響を極力回避または低減することから、現時点では予測、評価の対象とは考えておりません。
4-16	365	(2)評価結果 ②主要な眺望景観の変化の程度	1次	予測される最大垂直視野角は、約44.7度とされているほか、10度を超える主要な眺望点が11箇所確認されています（p363）。 このため、影響の低減が非常に困難ではないかと思われませんが、「重大な影響が低減される」との評価の妥当性について、事業者の見解をお示しください。 また、垂直視野角がどの程度になるまで低減することを想定しているのか、それとも、垂直視野角が大きくても一定の条件を満たすことで影響を低減することが可能と考えているのか、事業者の見解をご教示ください	配慮書時点では、風力発電機の設置予定範囲と主要な眺望点の距離において、最大垂直視野角を机上計算により予測しております。風力発電機の設置位置は今後さらに絞り込まれることから、実際の垂直視野角は配慮書の予測よりも小さくなると考えております。また、景観への影響については垂直視野角のみで評価できるものではなく、各眺望点の利用状況や眺望方向等も考慮し、評価するものと考えております。方法書以降の手続きにおいて現地調査を実施し、利用状況や眺望方向を考慮した予測結果を踏まえた環境保全措置を検討いたします。これらを踏まえ、景観への重大な影響の低減が可能と考えております。